

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給要件確認フローチャート

スタート

ひとり親世帯ですか？
(事実婚状態にある方は該当しません)

いいえ

対象者では
ありません



はい

令和3年4月分の児童扶養手当を受給して
いますか？(受給予定ですか？)
児童扶養手当を申請をしていない場合は、
「いいえ」に進んでください

はい

対象者です
申請は不要です

いいえ

公的年金(遺族年金や障害年金など)を受給
しており、あなたや扶養義務者の令和元年中
の収入が収入基準※未満ですか？

はい

対象者です
申請書類を提出してください。

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響によりあ
なたや扶養義務者の収入見込みが収入基
準※未満となる見込みですか？

はい

対象者では
ありません

いいえ

ご家庭の状況によっては、このフローチャートに当てはまらない場合があります。

※収入基準

扶養者数	申請者本人		養育者または扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5人	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

扶養者が6人以上いる場合は、1人増えるごとに収入額に47万円、所得額に38万円を加算してください。

【お問い合わせ先】

厚生労働省
子育て世帯生活支援特別給付金電話相談窓口
電話: 0120-400-903
(平日9:00~18:00)

【お問い合わせ先】

子育て支援課
子育て世帯生活支援特別給付金担当
〒790-8571
松山市二番町四丁目7-2 別館2階
電話: 089-948-6845(平日8:30~17:00)

